

(その1)

収支報告書

2067

令和4年分
開催分

(ふりがな) キョウトミライズ
1 政治団体の名称 京都ミライ図

2 主たる事務所の所在地 京都府京都市南区久世大楽町21-5
ルーチェ桂川102号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
堀場 幸子

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
嶋田 愛子

事務担当者の氏名 (姓) (名)
嶋田 愛子

(電話) 075-888-6045

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 堀場 幸子

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	
	第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項	
	第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 堀場 幸子
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	6,350,286
(前年からの繰越額)	3,350,286
(本年の収入額)	3,000,000
支 出 総 額	1,451,667
翌年への繰越額	4,898,619

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	3,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,000,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	3,000,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	日本維新の会 国会議員団 (追記)	1,000,000	R4/1/25	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル東館4F(旧)2-17-3-503	松井一郎 日本維新の会 国会議員団	馬場 伸章
2	日本維新の会 // (//)	1,000,000	R4/5/31	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	松井一郎 //	//
3	日本維新の会 // (//)	1,000,000	R4/12/9	大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	松井一郎 //	//
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	3,000,000				
	その他の寄附	0				
	合 計	3,000,000				

R5.12/4(用)住所代表者名
 上記3件修正
 追記3件寄附団体名

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	107,902	0	
(4) 事 務 所 費	200,350	0	
小 計	308,252	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,143,415	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パーティ開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,143,415	0	
合 計	1,451,667		

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	飲料代	15,300	R4/6/7	安井酒店	京都市南区吉祥院中河原里南町12の3	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	15,300				
	その他の支出	92,602				
	合 計	107,902				

(その14)

行番号	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		4. 事務所費	
	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	会計監査	199,580	R4/6/13	堀井 優	京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水 町671	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	199,580				
	その他の支出	770				
	合 計	200,350				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会議費	28,800	R4/1/4	寿司政	京都市南区竹田街道十条西	
2	会議費	45,550	R4/1/5	焼き肉家益市八条口店	京都市南区東九条北烏丸町6-6 アルプス9ビル2F	
3	会議費	20,751	R4/3/2	白椀竹快楼	東京都港区赤坂4丁目2-8	
4	会議費	21,660	R4/5/1	中華料理北京	京都府舞鶴市引土折原	
5	会議費	40,655	R4/5/2	ホテルダイニング&キッスイエン	京都府京丹後市峰山町杉谷943	
6	会議費	28,900	R4/5/7	寿司政	京都市南区竹田街道十条西	
7	会議費	11,660	R4/5/14	美味酒肴 京すいしん	京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路719	
8	大会費	20,000	R4/5/25	石井苗子ときぼうの会	東京都文京区湯島1-10-5 湯島D&Aビル6階	
9	大会費	20,000	R4/5/30	一徳会	京都府舞鶴市字森65	
10	会議費	26,540	R4/6/18	ホテルダイニング&キッスイエン	京都府京丹後市峰山杉谷943	
11	会議費	17,000	R4/6/21	焼き肉家益市八条口店	京都市南区東九条北烏丸町6-6 アルプス9ビル2F	
12	会議費	17,000	R4/6/21	焼き肉家益市八条口店	京都市南区東九条北烏丸町6-6 アルプス9ビル2F	
13	会議費	19,810	R4/6/21	焼き肉家益市八条口店	京都市南区東九条北烏丸町6-6 アルプス9ビル2F	
14	花代	20,000	R4/7/10	嶋岡花店	京都市南区久世大藪町28-9	
15	交際費	43,600	R4/7/16	舞鶴湾かき小屋美味星	京都府舞鶴市下安久無番地 京都府漁協舞鶴支所西地区	
	この頁の小計	381,926				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
16	宿泊代	17,575	R4/10/28	アパホテル西舞鶴駅前	京都府舞鶴市字引土折原39-1	
17						
	この頁の小計	17,575				
	その他の支出	743,914				
	合計	1,143,415				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	堀場洋子	1,170,000		
2	堀場明子	1,500,000		
3	堀場幸子	1,500,000		
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 29日

政治団体の名称 京都ミライ図

会計責任者の氏名 嶋田 愛子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年5月24日

京都ミライ図

代表 堀場 幸子 殿

登録政治資金監査人

西谷 元希

登録番号 第 5978 号

研修了年月日 令和5年1月12日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、京都ミライ図の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、京都ミライ図の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると西谷元希が判断したため、京都ミライ図の従たる事務所（京都市南区東九条柳下町6-4）において行った。

2 監査の結果

私を実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

京都ミライ図と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。
また、京都ミライ図と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以 上